**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第二十条から第二十五条までの規定による船員保険協議会に関し必要な行為を同法第四条の規定による改正後の船員保険法第七条第四項の規定の例により行う場合における同項の厚生労働省令で定める事項については、この省令の規定の例による。

**○厚生労働省令第百三十三号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

厚生労働大臣　舛添　要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三　診断した新型インフルエンザ等感染症（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH一N一であるものに限る。）の患者又は無症状病原体保有者について、当該患者又は無症状病原体保有者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設において、当該感染症の患者（法第八条第二項の規定により患者とみなされる者を除く。）が確認されている旨の連絡その他当該感染症が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合（書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。）で連絡が行われた場合であって、かつ、当該書面に定める期間内に診断された場合に限る。）に該当しない場合

**附　則**

この省令は、平成二十一年七月二十四日から施行する。

**○農林水産省令第四十七号**

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十二条の十二第二項及び第六十二条の二十九第二項の規定に基づき、育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令の一部を改正する省令

育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成十八年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

「第六十二条の十第二項又は第六十二条の二十四第二項」を「第六十二条の十二第二項又は第六十二条の二十九第二項」に、「同令第六十二条の十第一項又は第六十二条の二十四第一項」を「同令第六十二条の十二第一項又は第六十二条の二十九第一項」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○農林水産省令第四十八号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十一条及び第六十五条第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「又は遠洋かつお・まぐろ漁業」を「、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業」に改める。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第三号中「第八号まで並びに第十三号及び第十四号」を「第七号まで及び第十二号」に改め、同項第十号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同項第十二号中「一〇〇分の八」を「一〇〇分の五」に改め、同項第十六号を同項第十四号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以東、西経十度の線以西の大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

**第二条**　この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

# 告　示

**○法務省告示第三百四十三号**

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年八月八日から効力を生ずる。

平成二十一年七月二十二日

法務大臣　森　英介

愛知県名古屋市西区長

**○法務省告示第三百四十四号**

大阪府吹田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十一年七月二十二日

法務大臣　森　英介

大阪府吹田市青山台一丁目百十九番地の十二

生駒　勝彦

**○法務省告示第三百四十五号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年七月二十二日

法務大臣　森　英介

住所　鳥取県東伯郡北栄町江北434番地14
崔京花　昭和43年3月15日生

住所　大阪府豊中市大黒町2丁目19番1－501号
梁優　平成9年11月4日生

梁峻　平成15年3月4日生

住所　大阪市西成区橘3丁目1番9号
任碩勇　昭和27年2月15日生

住所　愛知県小牧市中央6丁目65番地
ワン・ユミ　平成13年7月29日生

住所　神戸市兵庫区駅南通5丁目1番1－1305号
姚靚　昭和58年4月11日生

住所　埼玉県富士見市大字勝瀬499番地28
張昊　昭和50年4月8日生

住所　兵庫県尼崎市浜田町2丁目72番地2
張ルナ　平成19年9月4日生

住所　群馬県桐生市広沢町2丁目3083番地1
吳玉子　昭和25年8月24日生

住所　長野市稲田1丁目22番26号
王家艶　昭和54年3月5日生

住所　東京都東大和市狭山3丁目1229番地14
馬暁冬　昭和58年10月13日生

住所　静岡市清水区草薙杉道3丁目8番11号
ディアナ・マリア・メレンデス・デ・コジマ　昭和42年10月15日生

住所　さいたま市北区本郷町17番地1
エステリタ・デリヘンテ・カザマ　昭和38年4月13日生

住所　東京都足立区竹の塚1丁目6番6－406号
ヘルマント　昭和46年11月25日生

張[王偏]　昭和43年10月3日生

住所　福岡市東区唐原5丁目4番2－106号
王芳　昭和47年10月21日生

張海宏　昭和50年8月22日生
張馨月　平成9年11月16日生

藤晶　昭和51年3月12日生
住所　三重県松坂市塚本町592番地2
張婉曈　平成14年12月28日生

住所　東京都大田区西蒲田5丁目5番10号
張可心　昭和62年7月16日生

住所　横浜市旭区鶴ケ峰1丁目43番地1
王峰明　昭和55年10月4日生

住所　横浜市港南区港南台6丁目1番23－304号
ジュリオ・ヒロシ・キタガワ　昭和44年5月27日生

住所　横浜市港南区港南台6丁目1番23－304号
エリザベス・オーストリア・ハセガワ　昭和42年2月6日生